

落札候補者決定基準

大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）における官民連携事業に係る落札候補者決定基準を次に定める。

1 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

この入札は、入札参加者の「入札価格(予定価格等の制限の範囲内であるものに限る。)」と「企業の技術力」を(2)の総合評価の方法により算出した数値（以下「総合評価点」という。）により落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用するものである。

※予定価格等の制限の範囲内であるものとは、入札額総額が予定価格以下であり、かつ維持管理業務費が維持管理業務費上限額以下であるものをいう。

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価点

1) 総合評価点は、次の計算式により算定する。

総合評価点＝技術点＋価格点

2) 技術点及び価格点は、イ及びウにより算定する。

イ 技術点

1) 技術点は、次の計算式により算定する。なお、技術点は、小数点第1位以下を切り捨てるものとする。

技術点＝500×（当該獲得素点※1／最高獲得素点※2）

※1 素点は「技術評価にかかる評価項目及び評価基準」における加算点の合計である。

※2 最高獲得素点とは、入札参加者が獲得した素点のうち最も高いものをいう。

2) 技術点は、技術提案書の内容について評価して付与する点数で、500点を限度とする。なお、技術提案書の詳細な評価方法は「技術提案書作成要領」による。

ウ 価格点

1) 価格点は、次の計算式により算定する。なお、価格点は、小数点第1位以下を切り捨てるものとする。

価格点＝500×（最低入札価格※3／当該入札価格）

※3 最低入札価格とは、入札参加者が提出した入札書のうち最も低いものをいう。

2) 価格点は500点を限度とする。

(3) 予定価格の作成

本案件の予定価格は、提出された技術提案の審査を行い、最も優れた技術提案となった入札参加者が提出した見積書により設定する。

なお、技術提案の審査の結果、不採用となる項目があり、見積書を再提出した場合は、再提出された見積書により設定する。

(4) 技術提案項目の履行

この入札で、落札者決定を受けた者に対しては、契約締結後、技術提案の審査において採用することとなった技術提案項目等の履行を求めるものとする。

なお、技術提案の審査において採用しなかった項目については、その履行を求めず、要求水準書による履行を求めるものとする。

2 要求水準チェックリストの評価

要求水準書の内容を確認し、要求水準チェックリストの確認欄にチェックを入れ技術提案書と合わせて提出するものとする。なお、要求水準チェックリストの確認欄に一項目でもチェックが無い場合は、要求水準書の内容を確認していないと判断し、失格とする。

3 技術提案書の評価

技術提案書を審査し、1(2)により技術点を付与する。

なお、以下の項目に該当する場合は、当該技術提案書は無効とし技術提案書が無かったものとする。また、提出された入札書は無効とする。

ア 技術提案書を提出しなかった場合及び「発注概要書」で指定した配達日に到達しなかった場合

イ 「技術評価にかかる評価項目及び評価基準」の技術提案項目欄で【必須】と指定されている項目のいずれかについて技術提案がない場合

いずれも技術提案がなかった場合

ウ 「技術評価にかかる評価項目及び評価基準」の評価項目（審査のポイント）欄で無効とされる提案があった場合

エ 技術提案の内容を反映した見積額が「発注概要書」の「発注の内容 提案限度額」を超えた場合

4 落札候補者決定基準

- (1) 予定価格等の制限の範囲内で入札書を提出した者で、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が同点で2者以上である場合は、そのうち最も低い価格で入札書を提出した者を落札候補者とする。ただし、その最も低い価格についても、同額で入札書を提出した者が2者以上である場合は、入札書に記入した「くじ番号」に従い、別紙くじの方法により落札候補者を決定するものとする。

くじの方法

開札の結果、落札となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の3桁の値（000～999）を記入すること。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 入札参加申請をした順（入札参加申込書を受領した日時順）に「0, 1, 2, ……」と番号を割り当てる。なお、入札参加申込書を持参した者は、大阪府南部流域下水道事務所総務課において受付した順とし、郵便による参加申し込みの場合は、持参した者が存在するときはその後順位とし、郵便申込者同士は、大阪府南部流域下水道事務所総務課において入札参加申込書を受領した順とする。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計値を同額入札者数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の番号の入札参加者を最上位（落札候補者）とする。
- (4) 最上位の番号に1を足した番号の入札参加者を2順位とする。
この場合において、最上位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位の番号に1を足した番号の入札参加者を3順位とする。
この場合において、2順位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する

（例）入札参加者中、3名が同額入札の場合

- (1) 入札参加申請をした順番に番号を付与する。
A社…………… 番号0
B社…………… 番号1
C社…………… 番号2
- (2) くじ番号の数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。
A社……………（くじ番号072）
B社……………（くじ番号123）
C社……………（くじ番号452）
合計（072＋123＋452＝647）
余り（647÷3＝215…余り2）
- (3) 順位の決定
最上位（落札候補者）は、余りの2と一致する番号であるC社
2順位は、2＋1＝3の番号が存在しないので、番号0のA社
3順位は、0＋1＝1と一致する番号であるB社